

ボローニャのゲットー

マリア・ジュゼッピーナ・ムツザレツリ
(訳：藤 崎 衛)

本稿では、教皇領第二の都市ボローニャでユダヤ人の隔離を押しつけた教皇勅書が受け入れられた要因を、理論面と実践面から明らかにしたい。また、隔離場所の選定、そこでの元住民たちの立ち退き、ユダヤ人を迎え入れる準備、そして「セラリオ (seraglio)」とよばれる囲い（これがゲットーと呼ばれるのはもっと後になってからである）の閉鎖についても同じように検討する。一連の史料をもとに、勅書『余りにも理不尽ゆえ (Cum nimis absurdum)』が發布された 1555 年から勅書『ヘブライの民は (Hebraeorum gens)』が發布された 1569 年までの間にボローニャで起こった出来事を再構成することができる。『ヘブライの民は』は、教皇領、そして必然的にボローニャからのユダヤ人追放とゲットーの取り壊しを招いた勅書である。ゲットーが閉鎖されたのは 1566 年ごろだと考えられているが、ゲットーが利用されたのは実際にはほんの数年代であり、閉鎖されたのはおそらくわずか 3 年間であった。1555 年から 1569 年までの 14 年の間、ボローニャではゲットーを造り出すためになすべきことが多くあった。しかし、ぬぐい去ることのできないししが刻まれた。それは都市の中心部にそれと分かる形で残り、こんにちなおゲットーとして知られている。

1555 年の勅書は、すべてのユダヤ人が必ず暮らさなければならない区画を定めたものであったが、これを遵守することが強く求められる前の状況を簡潔に要約しておこう。ここで「必ず」という副詞は強調しなければならない。なぜなら、16 世紀より前は、多くの都市においてユダヤ人は事実上、長らく互いに同じ地区の同じ通り沿いに暮らしていたが、それは彼らが自発的に選んだことだったからである。これに対し、1555 年以降はそれが有無を言わず義務となったのである。

12 世紀から 13 世紀にかけてのボローニャは、ヨーロッパの中心的な都市のひとつであり、13 世紀後半以降、イタリア中部から北に移り住んだローマのユダヤ人金融業者の集団が最後にたどりついたイタリア北・中部の都市のひとつであった。周知のとおり、中世後期のイタリアはきわめて多くのユダヤ人が居住地に定めた土地であった。ヨーロッパの大部分から追放されたユダヤ人がここに逃れてきたのである。フランス、ドイツ、続いてスペインから追い出されたユダヤ人は、イタリア半島に安住の地を見出し、彼らが提供する信用サービスへの需要があったおかげで、受け入れはいつそう容易なものとなった。ユダヤ人と合意を交わして貸付けをおこなうという発想は、13 世紀後半にまでさかのぼる。このころ諸都市は、現金の不足と信用の必要という問題を解決するため、あるいは少なくともこの課題に果敢に取り組むために、ユダヤ人の金融業者を呼び寄せることにした（この呼び寄せから「コンドッティ [condotti]」の定義と、公的認可を指す「コンドッタ [condotta]」という呼称が派生した。この認可のおかげで、ユダヤ人は金融業を営んで信用業務をおこなうことができた）。金融業者には、一定の利率で貸し付けること、また土曜日（ユダヤ人の祭日）を除く日中に金融業を営むことがおお

やけに認められ、みずからの宗教規則を遵守して生活することができた。こうして、数世紀間続くことになる共生の時代が始まった。

ユダヤ人は、移り住んだ都市で質草をとる金融業を営むようになった。多くの場合、彼らは16世紀末まで教皇の直接的な支配下にあった領域で営業を続け、それは18世紀ないしは19世紀まで途切れることがなかった。金融業者は決してユダヤ人共同体だけに属していたわけではなかったし、他のさまざまな活動を展開した男女から成り立つユダヤ人共同体のためだけでなく、キリスト教徒の共同体のためのものでもあった。そしてキリスト教徒がユダヤ人に質屋すなわち金融業以外で認めたのは、高利貸しとの結びつきの深い古着商や、医療活動だけであった。

ボローニャには以前からすでにユダヤ人が住んでいたが、その存在がよりはっきりするのは14世紀半ばを待たねばならない。金融業者の数は14世紀後半から16世紀後半まで7、8軒と比較的一定していて、彼らは市場や大学のそばといった中心部の要所に店をかまえていた。このようにボローニャとユダヤ人の関係が始まったのが他の都市に比べて1世紀遅れたという事実は、信用貸しの要求に対してキリスト教徒の商人や両替商が発揮した、すぐれた能力によって説明されよう。彼らは知と経済の中心をなすこの都市において以前から活動したのであり、もっと小さな都市ではこうはうまくいかなかったのである。ところが、14世紀後半になると、ボローニャはユダヤ人金融業者が築いた資産を集めることにした。1387年には都市内に定住するユダヤ人の家族としておそらく35世帯が存在したと考えられるので、3万から3万5千人の都市人口のうちおよそ200人がユダヤ人であったことになる。

ユダヤ人がボローニャの経済復興や人口の回復に顕著な貢献をなしたのは確かであり（もっともそれがどの程度であったかははっきりさせられないが）、それもあって彼らは教皇の支配をまぬかれ、それなりの自治を享受していた。14世紀の最後の数十年間において、ユダヤ人は都市内の4つすべての地区に存在し、都市内の数多くの教区に散らばっていたため、ボローニャでは彼らが広範囲にわたって定住していたとすることができる。もっとも、彼らが住み着いたところが「双塔（Due Torri）」やマッジョーレ広場のすぐそばにあるラヴェニャーナ門の小広場周辺にとくに集中していたのは間違いない。実際には「双塔」の下に広がるサン・バルトロメオ教区には、少なくとも12の世帯が住んでいた。ユダヤ人が最初に住みついたところは、サント・ステファノ広場の区域であったと思われ、そこにはスフォルノ家が質屋をかまえ、その家の中にはシナゴグがあった。したがって、ユダヤ人が住んでいたのは都市の最も古いところ、とりわけ取引や交換のための地区であった。そこでは金融業者や両替商が活動し、商工会議所が建てられようとしていた。やがて1555年の勅書が出されると、この地区からさほど遠くないところにゲットーがつけられるであろう。

15世紀全般にわたり、ボローニャはベンティヴオリオ家の支配下にあり、この時代、金融業者はサント・ステファノ広場、サン・ヴィターレ通り、マッジョーレ通り、ラヴェニャーナ広場、ポルタノヴァ通り（すべて現在の名称）の間、つまり最も中心的で人通りの多い場所で質屋を営んでいた。いくつかの有力家系がこれらの質屋を牛耳っており、彼らは都市周辺領域（コンタード）や、たいていの場合には他の都市でも活動していた。ボローニャでは、1451年末までユダヤ人が判別のしるしを着用することは義務づ

けられていなかったが、1452年には着用義務があったと言われており、およそ20年後の1474年には、より一般的な奢侈条例の一部としてユダヤ人の衣装に対する規制がもうけられ、金融業者を他のユダヤ人から区別させた。その間、1473年には公益質屋（モンテ・ディ・ピエタ [Monte di Pietà]）が誕生した（その最初は1462年にペルージャで設立された）。これはフランシスコ会厳格派により発案され、設立されたものであり、ユダヤ人金融業者と同じような仕方で信用貸しをおこなったものであるが、サービスの対象は「富める貧者（pauperes pinguiores）」、つまり貧者の中でも比較的恵まれている者たちに限られた。この制度の目的は、私的な金融業者、とりわけユダヤ人による極端に高い利子から救済することにあつた。公益質屋の資金を捻出して制度を始動させるため、この連帯主義的なサービスを考案者したフランシスコ会士たちは、都市の資産を「貪り食っている」としてユダヤ人を告発し、少なからずキリスト教徒とユダヤ人の関係を危機に陥れた。有用で必要とされたサービスをおこなうためにボローニャに呼ばれ、信用貸しの必要に応じることで都市（コムーネ）や都市君主（シニョーレ）を支え、長きにわたってキリスト教徒と併存して暮らしてきたユダヤ人は、こうして以前とは異なるまなざしを向けられるようになった。

公益質屋は、実用面だけでなく思想面でも重要な役割を果たした。というのも、公益質屋は、何世紀にもわたる信用取引への不信を克服する一助となったからであり、またキリスト教の原則を損なうことなく信用取引の必要性に応えることが可能だということを示したからである。多くの都市で、ユダヤ人の質屋と公益質屋は共存したが、公益質屋が創出されるとユダヤ人が仕事を断念したり、都市から追い払われたりするということがあったのも事実である。ボローニャでは、1479年にはいまだユダヤ人がおこなう金融業が不可欠だと考えられていた。そして、公益質屋が開業してから1年で廃業したのち、教皇による直接支配の時代となる1506年に再開したのは、他の都市とは異なり、ボローニャではそうあってしかるべきことであつた。どうやらボローニャ市民は、公益質屋を創設しようというフランシスコ会厳格派の提案に好意的であつたにもかかわらず、ユダヤ人金融業者に信頼を寄せて彼らのもとに通い続け、結果的に公益質屋は活動を中止せざるをえなくなったのであつた。

16世紀初頭にボローニャが教皇の支配下に入ってから、ボローニャの都市社会とユダヤ人との関係は大きな痛手をこうむることなく持続された。この関係が深刻な障害に出くわすのは16世紀後半になってからであるが、その原因となつたのは主として「悪名高い勅書」として知られるいくつかの教皇の措置である。「悪名高い勅書」という表現では、現象を的確に理解することはできないが、せつかく長年続いた有益な関係が介入を受けたことで中断してしまつたという意味合いを含ませることができる。

この年より前には、教皇はユダヤ人に特権を認め続けていた。1522年、ハドリアヌス6世はボローニャのユダヤ人金融業者4名に15年にわたって金融業を営む許可を与え、1544年には同じ金融業者と他の金融業者に認可と特権が与えられた。16世紀前半、ボローニャでは10軒の質屋が営業しており、市民はそれらの質屋を定期的にご利用し、キリスト教徒はユダヤ人金融業者を信用してしばしば投資していた。このような事実は、1554年と1556年に開かれた裁判の記録が明らかにしている。1554年の裁判は、ユダヤ人金融業者が「利子の利子」を徴収することに対する告発に関係するものであつた。

「利子の利子」とはすなわち、元本に利子が発生したのち、その総額に対して利子をつける行為のことである。これは現実に即した対応であったし、実際には頻繁に、しかも異議を唱えられることなくなされていたことである。あるキリスト教徒の公証人がおこなったユダヤ人擁護の弁論では、キリスト教徒たちがユダヤ人金融業者の誠実さについて証言する事例が列挙されており、金融業者と商工業を営む富裕市民との間に多くの強固なつながりがあったことが判明している。想定されることとして、ボローニャの裁判で明るみに出された、両者間のさまざまな深い結びつきが、1555年7月14日の勅書『余りにも理不尽ゆえ』の発布に一役買ったのではないか。実際、勅書の発布は、利子の元本化に関する裁判の結審からおよそ6か月後のことであった。

この勅書がイタリア諸都市内のキリスト教徒とユダヤ教徒の関係を問題含みのものにしたのは確かであり、ボローニャと同じく教皇の直接支配下にあった都市に大きな衝撃を与えた。記章の着用義務から家庭でのキリスト教徒の乳母・下女・奴隷の保有禁止まで、勅書はあらゆることに干渉してきた。ユダヤ人とキリスト教徒が親しくなることは禁じられ、会計文書はラテン語と俗語が強制された（それ以前はヘブライ語が使用されていたようである）。多くの規定の中でとりわけ目を引くのは、ユダヤ人が全員1か所に、あるいはせいぜい2、3か所の近接した場所にまとまって、かつキリスト教徒から完全に隔てられて一緒に住まなければならないという義務である。勅書が定めるところでは、教皇の役人が入口と出口がそれぞれひとつしかない区画を指示することになっていた。また、特定の場所にひとつのシナゴークが建てられることとされた。これはユダヤ人が利用できる唯一のシナゴークで、それ以外のものは撤去されなければならないとされた。

文書を受けとってから4か月後、ボローニャの都市当局は、「ユダヤ人囲いこみ」と称される計画のために数名の責任者を選定し、教皇使節代理とともに困難な問題にあたらせた。2か月間、「幾多の演説、議論、困難を重ねた」うえで、「ユダヤ人のための囲い地として、教皇使節代理殿が定めた計画において「地獄」と呼ばれる場所をあてがう」ことが決定された。ゲットーの境界壁がつけられるべきすべての場所には、その1週間前に「刷毛を用いた白いしるし」で目に見えるようにされ、わずか二つの門扉の場所が定められた。これは1556年初頭のことであったが、同じころ、市民たちがボローニャの元老院に一通の書簡を宛て、不満を申し立てた。いわく、われわれはユダヤ人に場所を与えるため、彼らは都市当局が「ユダヤ人の囲い地」に選んだ「ボローニャの最も価値ある中心地」、そして「都市の最も美しく、安全で、健康に良い場所」にある家屋を手放さなければならないのだと。このような賛辞で土地を形容したのは、都市当局の決定を甘受しなければならない家屋の所有者たちであった。他方、都市当局は都市当局で、カラファ家の教皇パウルス4世の意思に従わなければならなかった。

選ばれた場所は、カヴァリエラ通り（現在のオベルダン通り）とサン・ドナート通り（現在のザンボーニ通り）の間に位置し、以前のユダヤ人定住地の近くで、「双塔」のすぐそばにあった。この辺りには市民生活にとって重要な建築物も空間もなかった。第一の門は、のちにユダヤ人通りと呼ばれるベツランダーレ（またはベルヴェデーレ）通りの始点に位置し、有力家門であるニコロ・サヌーティの相続人たちの家とピサのアブラハムの相続人たちの質屋の間であった。この質屋はボローニャの主要なもののひとつ

つで、サン・マルコ教会にある「門の質屋」として知られていた。一つの小さな壁——これはサン・マルコ教会を外側にしつつもそこには通じていた——がユダヤ人通りに建て上げられた。この小壁はザンボーニ通り（当時はサン・ドナート通りと呼ばれた）に通じるサン・マルコの広間と呼ばれる小路をさえぎるものとなった。別の囲いは、サン・ドナート通りからカノニカ通りとカッロ通りへの通行を阻んだ。もう一つの小壁は、アポサのマドンナ教会をゲットーの外側にして、この教会からサン・シモーネ・エ・ジュダ教会にまで達し、ヴァルドニカ通りへは立ち入れないようにしている。サン・シモーネ・エ・ジュダ広場（現在のサン・シモーネ通り）には教会からカヴァリエラ通りの曲がり角まで一つの壁が立ち、サン・ニコロ・デリ・アルバリ教会近くのダ・リエーティ家の質屋から始まるもう一つの壁は、カヴァリエラ通りへの通路をふさぎ、ゲットーの第二の門にまで達していた。したがって、第二の門は現在のオベルダン通りにあり、そのそばにはユダヤ人の質屋があつて、第一の門と同じく、市民はゲットーに入ることなくそこに立ち寄ることができた。もう一つの壁はトゥベルティニ通りとそれゆえカヴァリエラ通りへの進入を阻むもので、聖ヨブ救護院は含めず、ピサのアブラハムの相続人たちの家とつながり、こうしてポローニャにおけるユダヤ人ゲットーのための区画が確定された。正確に壁を再現することができたのは、キリスト教が受けた衝撃を読みとることができる史料のおかげである。

スペインの「フデリア (Juderia)」やドイツの「ユードンガッセ (Judengasse)」といった特殊な名称を与えられた区域が、ゲットーが考案される前から知られていたということ、ただし強制的な性格の居住区ではなかったということは留意すべきである。フランスやスペイン、イングランドなどでは、ユダヤ人を特別に用意された場所に強制的に居住させる措置が定められた事例がいくつも見られる。同様の措置については、ときに教会側の史料も語っており、たとえば 1276 年のヴロツワフ (ブレスラウ) の管区教会会議は、壁または堀によってキリスト教徒の居住区域から隔離されたユダヤ人のための区画に言及している。しかし、ユダヤ人を隔離された区画に閉じ込めようというこれらの法的措置は、現実には適用されなかった。1555 年より前のイタリアでは、チェゼーナやヴェネツィアで、ユダヤ人をキリスト教徒から隔離された場所に居住させるということがあつた。ヴェネツィアでは 1516 年、元老院が「ゲットー (ghetto または geto)」と呼ばれる区域にユダヤ人を閉じ込めることを決定した。この言葉は「鑄造する (gettare)」という言葉に由来しているが、それはこの地区がかつて共和国の砲弾や大砲を鑄造する中心地だったからである。これに対し、別の説によれば、ゲットーという言葉は離別を意味する「ゲット (ghet)」というヘブライ語に由来し、キリスト教社会とユダヤ人共同体の分離を指したという。カラファ家の教皇パウルス 4 世が発した勅書『余りにも理不尽ゆえ』は近代における攻撃的なまでの改宗政策の一部をなすが、この勅書ではゲットーという言葉は用いられておらず、むしろ「キリスト教徒の居住区に接していながらも区別された場所」と述べている。しかし、ゲットーという言葉は、16 世紀の間に、他のあらゆる意味を排して、ユダヤ人地区を意味する言葉となり、のみならず民族的なマイノリティが集中している地区を意味する言葉にもなって、こんにちにいたっている。

ボローニャでは、勅書の発布から約一年後、ユダヤ人のために割り当てられた区域がはっきりと定められた。ここから出ていくことを余儀なくされたキリスト教徒の住民が申し立てるところでは、このユダヤ人のために選ばれた地域は、ひじょうに快適で、住環境がよく（近所に兵士はおらず、家柄の良い人ばかり）、空気もよければ、教会はあるし、おまけに薬屋や医者も近いということであった。ゲットーの建設は、この都市に多くの問題を生じさせるだけで、なんら利益をもたらさず、予測もできない解決法を必要とするような難問を新たに生み出した。実際、不動産は売却することができなかった。なぜなら、ユダヤ人にはそれら不動産を購入することが認められなかったからであり、それゆえそれら不動産は担保なしで、保守管理の義務のもと、賃料の支払いにもとづいて貸与されなければならなかったからである。こうしてキリスト教徒の資産は事実上、処分不可能な財産となってしまう。同年末近く、すなわち 1555 年 11 月、おびただしい数の売却契約がユダヤ人によって締結された。そしておそらくは、ユダヤ人に損害が及ぶような思惑買いや、架空の売却もあったであろうと思われる。確実に言えるのは、ゲットーに選ばれた地区内にある家屋の所有者が自分たちの利益を守ろうと組織的に動いたことである。「委員会」のごときものがつくられ、ユダヤ人が不動産を所有することを禁じる命令の例外を求めた。あるいはそれができないのであれば、家屋は永久に賃貸しされなければならない、ユダヤ人共同体が必要な経費を負担すべきだと提案した。そしてついには、ゲットーの財産に相当する基金を創設し、ユダヤ人共同体がそれに対して利子を払ったうえで居住が保証されるべきだと提案した。

このややこしい問題を解決するため、キリスト教徒とユダヤ人から構成される委員会が設置され、1556 年 3 月、「ユダヤ人との交渉が完了した」。賃料の額は、不動産の評価額に比例して算定された。家屋を現金とし、賃料は元本に対する利子であるかのごとくに算出された。1,500 リラを下回る額の家については 8 パーセントが賃料となり、1,500 リラから 2,000 リラまでの家屋については 7 パーセントにまで低くされた。こうして、金融業者が金融のために利用していたのと同じ計算基準が独自の解決法として採用されたが、次の引用文からもうかがえるとおり、おそらく人々の怒りを買ったと思われる。「ユダヤ人が資産を独自に評価して現金化し、キリスト教徒に暴利で貸付けをおこなっても、ユダヤ人が家屋を現金の元本であるとみなして家賃を支払うのであれば、キリスト教徒は不平を述べてはならない」。いずれにせよ、勅書発布の一年後、ある「布告」が、不動産に関する一種の賃貸契約を押しつけた（1556 年 7 月 6 日）。その布告は、5 年間の賃貸、ゲットー地区の縮小の可能性、住人が入らないままの家屋の賃料をユダヤ人共同体が連帯責任で支払うこと、聖画像などの補償費用などについて規定をもうけた。合意文書は、オベルダン通りとザンボーニ通りの間の家屋 50 軒と小屋 8 軒、額にしておよそ 13 万ボローニャ・リラを補償の対象としていた。これに関係する所有者が 40 人ほど、ユダヤ人の戸主が 70 人ほどであったから、少なくとも 300 人のユダヤ人住民がいたと推計される。

ユダヤ人が礼拝をおこなう場所は、1567 年までゲットーの外に残されていた。しかし、1568 年、サン・ヴィターレ通りにあったシナゴグが売り払われ、その跡に「洗礼志願者のための家」（キリスト教への改宗者のための施設）が建った。ここに、改宗を目指す意図がはっきりと示された。

1555年より後の数年間で、勅書は教皇領全域ですでに適用されたか、あるいはボローニャと同じように適用されつつあったが、ユダヤ人からも、またすでに見たとおりキリスト教徒からも、困難と不満が次々と持ちこまれた。16世紀半ばには、キリスト教徒とユダヤ人の関係だけでなく、キリスト教徒とキリスト教への改宗者の関係が、教皇領のさまざまな地域で困難に見舞われた。たとえば、1555年7月、共同体を形成していたマラーノを投獄せよとの命を受けた教皇の代理人が、アンコーナに送り込まれた。1566年にはボローニャにも代理人が到着した。史料によれば、そのユダヤ人が1555年の勅書に「従うのを望まなかった」ため、それを厳守させようとしたのである。

とはいえ、実際には1560年代にゲットーが閉鎖されることはなく、金融業者の帳簿は「イタリア語訛り」でつけられているようにも見えず、ようするに、多くのことがら『余りにも理不尽ゆえ』以前と変わらない状態であった。理由としては、当時、ユダヤ人に関するもうひとつの教皇文書が發布されたことも指摘できる。この勅書『近ごろ幸いなる (*Dudum a felicitis*)』(1562年2月27日)において、ピウス4世が多くの点で譲歩したのである。ユダヤ人を特定する記章を免除したばかりか、すべての不動産の保全、さらにはあらゆる種類の商業活動を展開する可能性まで認めた。この勅書は、ユダヤ人が、パウルス4世が望んだと思われる12パーセントではなく、かつてよくなされていた20パーセントの利率での貸付けができることも定めた。また、ゲットーについての規定を変更することなく、賃料を正当な額に改め、永続的に固定しなければならないと定めた。こうした賃料の固定化は、教皇ピウス5世とシクストゥス5世も追認し、あらたな形態の賃借人の権利、すなわち「ユース・ガッザーガ (*jus gazzagà*)」を生み出した。これにもとづいて、永久使用権が遺産や嫁資として譲渡の対象となった。この制度は、物権の形をとり、さまざまなゲットーに共通する権利となった。

抑圧的な政策と比較的寛容な政策が交互に現れるのは、より抑圧的な教令が押しつけられることへのユダヤ人側からの抵抗があったことの説明になるだろう——もともと、このような抵抗はボローニャの都市当局から糾弾されたのではあるが——。ユダヤ人が、別タイプのより温和な教皇が事態を改善し、以前の好ましい状態を回復してくれるだろうという希望を抱いていたのは明らかだ。このことについては都市の40人議会の構成員も意識しており、彼らは1556年5月、パウルス4世が定めていた隔離策を実行に移すのにもユダヤ人が邪魔をするとして、非難声明を出した。いわく、ユダヤ人は「教皇使節代理が亡くなるような何らかの事件が起こるべきだという、悪意やある種の期待、もっと言えば願望を抱いていた。このような事件については、教皇陛下の命令は実行に移されず、……万事がもとの状態に戻り、彼らはもとの家屋に戻るができるからだ」。

確実に言えるのは、1560年代のボローニャにおけるキリスト教徒とユダヤ人の関係がすっかり変わり、金融業者の利率が介入を受けたことで両者の関係がいつそうややこしいものになったということである。1566年に教皇ピウス5世となったアントニオ・ギスリエリはパウルス4世の抑圧的な政策をよみがえらせ、ボローニャとの関係、そしてとくにゲットーに関する一連のできごとに多大な影響をおよぼした。1566年秋、教皇代理のアンジェロ・アントニオ・アマーティがボローニャに到着した。この人物に与えられた使命は、パウルス4世が定め、新教皇ピウス5世が繰り返した規定が実際に遵

守されているか精査することであった。新教皇は「ボローニャの市民が耐えているありとあらゆる抑圧、詐欺、恐喝、過度の利子について聞き及び、そしてさらにひどいことにボローニャの多くのキリスト教徒たちが手助けし、好意を抱き、そればかりかおそらくは共謀までして勅書の形式と内容に対するありとあらゆる違反があると知り、遺憾の念を抱いていた」。

このようにしてユダヤ人はボローニャの都市行政当局の目をかいくぐっていたというのである。教皇代理のアマーティは、「抑圧、詐欺、恐喝、過度の利子」、そして勅書の規定に対する「他のあらゆる違反」を調査し、罰する任務を負わされたのであった。没収された財産と罰金は、一部は公益質屋のため、一部は「洗礼志願者のための家」のためというように、都市財政に供された。

アマーティは協力を得ることを期待していたが、肩すかしをくらったのはたしかである。「教皇代理殿はみずからが受けてしかるべき支援と助力を得られないのを悟った。のみならず、人びとがごまかしと見せかけと偽りを告発し、暴露し、証言しようとしても、少なからぬキリスト教徒はこれまでも、また今でも毎日のように、せつせとそれをやめさせているという事実を知った」。アマーティによれば、ボローニャは統制不能な状態に陥り、それゆえ特別な介入が必要とされたが、そのような介入は容易ならざることであった。というのも、アマーティのような特別な権限を与えられた人物が、ボローニャ司教ガブリエレ・パレオツティを混乱させてしまったからである。けっきょく、アマーティは思いきって驚くべき行動にうって出た。不当にも夜中にゲットーを襲撃し（「壁をのぼらせ、掛けがねを上げて開けさせた」）、金融業者のありとあらゆる証書や帳簿を大小の袋に詰めて運び去った。そこには、教皇の政策によってある時は容認され、またある時は禁止されたタルムードも含まれていたであろう。おそらくアマーティが関心を寄せていたのは、彼らの勘定あるいは彼らの思想をチェックすることよりは、ユダヤ人共同体、より一般的にはボローニャの都市を調べ上げることであった。

すでに門扉が設置されていたとはいえ、ボローニャのゲットーは、アマーティがやってくるまでは封鎖されていなかったようである。少なくとも、封鎖されていた証拠はない。しかし、1566年のアマーティのゲットー急襲のときに封鎖されていたのは確かである。数ははっきりしないが、ユダヤ人は「債務以上を取り立てた」という告発とそれに対する抗弁の内容に比して明らかに不釣り合いなほどに、財産の没収、投獄、拷問を課された。アマーティは超法規的な行動をとった。すなわち金を渡して密告をうながしたのである。そしてこれは一定の成果を挙げた。ユダヤ人は投獄されたせいで、利益を得ることも、賃借料や教皇財務局への債務を支払うこともできなくなった。こうして、都市とユダヤ人の関係に大きな亀裂が入り、都市内にとどまろうというユダヤ人はますますもって少なくなった。都市当局は何らかの形で教皇代理から非難されたこともあって、ユダヤ人との関係を保つことに関心がない旨を表明し、実際にほとんど関係を持たなくなってしまった。

1569年2月26日、ピウス5世は勅書『ヘブライの民は』を発し、3か月以内にローマとアンコーナを除く教皇領からユダヤ人を追放することを決定した。グイディチーニによれば、5月26日に「800人が4万スクーディを払って」ボローニャを離れ、「続く7月22日には3つの門がもうけられ、ゲットーを閉ざした」。おそらく厳密には800

人のユダヤ人が去ったということではなく、それに5月にというわけでもなかったであろうが、彼らは夏の間には立ち去り、ゲットーの住居は手放されて、もとの所有者の手に収まった。この所有者たちは、ユダヤ人の後にやってきたキリスト教徒がユダヤ人と間違われることのないように、できるだけ早いうちにゲットー内に残るユダヤ人の痕跡を消し去ろうとした。壁と門扉の撤去は、あらたにやってきた人々が家を借りるために求めた条件であり、所有者たちは彼らの要求を支持した。しかし、取り壊しは「キリスト教徒に対する評価と信用を損ない、都市へ戻ろうというユダヤ人にとっての希望を断ち切る」ことにもなった。取り壊しによって得られた収益は、「洗礼志願者のための家」のために充てられ、また「門の資材」は、40人議会が大使に報告したように、何らかの宗教施設に提供されるべく、それを必要としていたマグダラの聖マリア修道会のものとなった。

従来の歴史叙述においては、勅書発布から3か月後にユダヤ人がポローニャを去ったとされている。また、いくつかの公証人文書が数名のユダヤ人がなお都市内に残っていたか、あるいは少なくともそこで活動していたことを示唆しているとはいえ、ユダヤ人のポローニャからの退去を疑うべき理由はない。1586年10月22日の教皇勅書『キリスト教的敬虔 (*Christiana pietas*)』により、ユダヤ人は17年前に立ち去らざるをえなかった都市すべてに再び入ることを許された。数名、おそらくは4名の金融業者がポローニャに戻り、12パーセントの利率で貸し付けをおこなう認可を得て営業を始めた。金融業者以外にも、ポローニャにおいて最もさかんな経済活動のひとつであった絹製品の製造に従事するユダヤ人もいた。しかし、これらの人びとはごく少数であり、ゲットーに住んでいたかどうかはわからない。

1593年2月25日、クレメンス8世は、勅書『盲目にして強情なる (*Caeca et obdurata*)』により、ローマ、アンコーナ、アヴィニョンを除く教皇領の全土からユダヤ人を追放するという決定を下した。そのため、残っていたわずかなユダヤ人は立ち去らなければならなかった。とはいえ、ポローニャには、ユダヤ人が暮らし、隔離されていたことの痕跡が、ぬぐい去りがたくとどめられている。数世紀にわたって保たれながら、抵抗や混乱を経て乱暴な仕方では解消されてしまったキリスト教徒とユダヤ人の関係は、「ユダヤ人通り」とか「ゲットー通り」という通りの名称によって、朽ちることのない記憶と化したのである。人とモノでひしめくこのゲットーは、隔離という問題ある形態をとったとはいえ、実りある関係を維持しようという意志の表れであり、ユダヤ人の絆を深めるのに役立ったが、ユダヤ人が誰もいなくなってからは関係修復の機会にはや失われてしまった。

2世紀もの間、ユダヤ人が都市内に住み着くことはなく、「ポローニャの最も価値ある中心地」と呼ばれたこの中心部の区画は、長きにわたってまったくと言っていいほど注目されてこなかった。しかし、今から約20年前、狭い路地と低い家並みが連なるこの地区をもっと人目のつく、居住可能な空間にしようという目的で、「元ユダヤ人ゲットー」を再評価するプロジェクトが立ち上がった。ここ数十年で多くのゲットーが復元されつつあり（目下、中国でも上海のゲットーが、改築ではなく復元を求めている）、観光地にもなっている。ポローニャでは、こうした再評価のおかげで発掘と解体作業が進み、排水、舗装、採光によって再び活力が回復してきた。1999年、この地区のヴァ

ルドニカ通り 1 番地にユダヤ人博物館 (Museo Ebraico) が開設された。この建物の最も古い部分は、14 世紀にまでさかのぼる。ユダヤ人が存在し、そして短期間ながらユダヤ人がゲットーに隔離されていたという記憶を保管する役割が、現在この博物館にも与えられているのである。

参考文献

- AA.VV. (autori vari), *Il ghetto riscoperto. Bologna, recupero e rinascita di un luogo*, Bologna 1996.
- Banchi ebraici a Bologna nel XV secolo*, a cura di M.G. Muzzarelli, Bologna 1994.
- Calabi, D. – Camerino, U. – Concina, E., *La città degli ebrei. Il ghetto di Venezia: architettura e urbanistica*, Venezia 1991.
- Foa, A., *Ebrei in Europa. Dalla peste nera all'emancipazione*, Roma-Bari 1992.
- Gli ebrei in Italia*, a cura di C. Vivanti, Torino 1996 (*Storia d'Italia*, Annali XI).
- Guidicini, G., *Cose notabili della città di Bologna*, 5 voll., Bologna 1868-1873 (rist. anast. Bologna 1972).
- Milano, A., *Storia degli ebrei in Italia*, Torino 1963.
- Toaff, A., “Ghetto”, in *Enciclopedia delle Scienze Sociali*, vol. IV, Roma 1994, pp. 285-291.
- Verso l'epilogo di una convivenza. Gli ebrei a Bologna nel XVI secolo*, a cura di M.G. Muzzarelli, Firenze 1996 (in partic. saggi di M.G. Muzzarelli e di M. Gervasio).

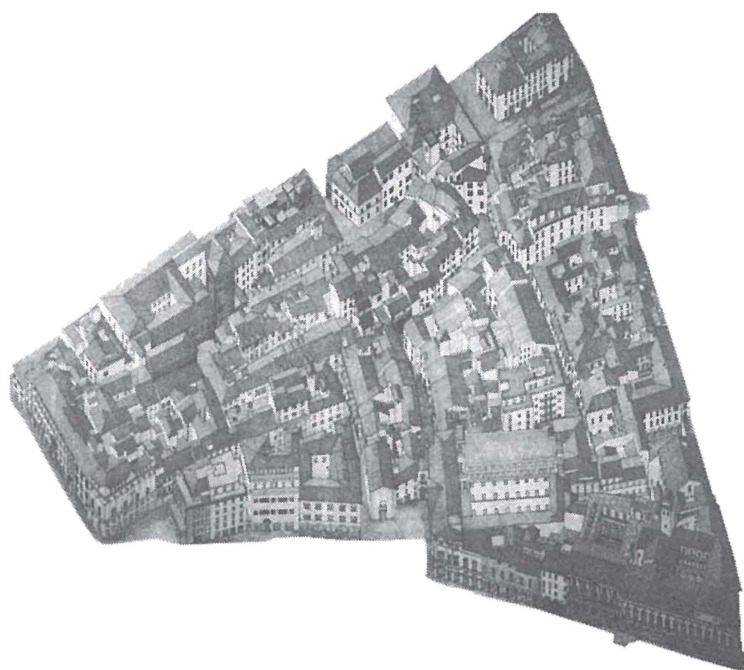


図 1 ボローニャのゲットー：復元図（山辺規子氏より提供）。出典：Zona del ghetto, vista assomonetrica da sud-est (Disegno di A. Pratelli e F. Apollonio), in R. Dondarini e C. De Angelis, *Atlante Storico delle città italiane Emilia-Romagna, Bologna III. Da una crisi all'Altra (Secolo XIV-XVII)*, Bologna 1997, p. 69.



図 2 ボローニャのゲットー：門扉がおかれたところ（山辺規子氏より提供）。出典：
Area del ghetto, con indicazione delle porte, *ibid*, p.68.

解題

藤内 哲也

本稿は、ボローニャ大学文学部教授マリア・ジュゼッピーナ・ムツアレツリ氏の講演「ボローニャのゲットー」のもととなったイタリア語原稿（Maria Giuseppina Muzzarelli, “Il ghetto di Bologna”）の翻訳である。この講演は、関西イタリア史研究会と関西中世史研究会が主催し、2012年12月2日に京都大学で開催された講演会で英語で行われ、翻訳者の藤崎と解題執筆者の藤内がコメントを担当した。

ヨーロッパ中世史や都市史を専門とするムツアレツリ氏は、服飾やモード、女性、食物、あるいは説教やユダヤ人といった中世ヨーロッパの日常生活を彩る幅広いテーマについて研究を重ね、多くの業績が刊行されている。ムツアレツリ氏はこれまでも幾度か来日したことがあり、その際の講演の一つ「中世・近世ヨーロッパにおける女性観と食物——歴史における一つの関係論」（山辺規子訳、『家政学研究』（奈良女子大学）、2003年）や著書『フランス宮廷のイタリア女性——「文化人」クリスティーン・ド・ピザン』（伊藤亜紀訳、知泉書簡、2012年）などが、すでに日本語に翻訳されて紹介されている。

さて、イタリア諸都市に暮らすユダヤ人にとって、近世は特定の区域への居住が強制される「ゲットーの時代」であった。その端緒は、1516年に居住区を設定してユダヤ人金融業者らを集住させ、壁を廻らせて閉鎖したヴェネツィアにあり、ゲットーという名称の由来もヴェネツィアのユダヤ人居住区の地名に求める説が有力である。ヴェネツィア以外のイタリア諸都市では、16世紀半ば以降にゲットーが創設されるが、本稿が

対象とするのは1556年初頭からゲットーの建設が始まる教皇領第二の都市ボローニャの事例である。

一般に北中部イタリアの諸都市では、中世盛期における経済活動の活発化によって増大した金融需要に対応するために、古くからユダヤ人が定着していたローマや、フランスやドイツなどアルプス以北からユダヤ人を誘致し、協定を結んで金融業や古着商などに従事させた。ユダヤ人は都市経済の中心部に自生的な居住区を形成し、ボローニャでもマッジョーレ通りや「双塔」に近いサン・バルトロメオ教区をはじめ、商業の活発な地域に集住していたことは、本文でも指摘されている通りである。

中世後期にフランスやドイツでユダヤへの迫害が激化すると、イタリア諸都市ではユダヤ人の流入が増加するとともに、身分記章の義務化やキリスト教徒との接触禁止、あるいは公益質屋の設立にともなう金融業の制限などが実施され、ユダヤ人の追放に至る場合もあった。とはいえ、ボローニャを含む多くの都市では、依然としてユダヤ人による経済活動が保護され、キリスト教徒の都市民とユダヤ人との「共生」関係は保持されたのである。

しかしながら、対抗宗教改革の過程でローマ教皇が反ユダヤ的な姿勢に転じると、こうしたイタリア諸都市の「寛容」な空気は急速に失われていく。その変容は、本文でも取り上げられている二つの教皇勅書、すなわちユダヤ人の隔離を命じた1555年の『余りにも理不尽ゆえに』と、ローマとアンコーナを除く教皇領の都市からユダヤ人を追放した1569年の『ヘブライの民は』に代表される一連の勅書を通じて、ユダヤ人への厳しい対応を求める教皇庁からの圧力により、それまで都市内に自由に居住していたユダヤ人をゲットーに囲い込むようになったことに端的に示されるだろう。たとえば教皇庁のお膝元のローマでは、早くも1555年にテヴェレ川沿いにゲットーが設置され、メディチ家の支配するトスカーナでは1570年にフィレンツェ、翌71年にシエナでゲットーが創設されて、それ以外の都市からユダヤ人が追放された。すでに1516年にゲットーを開設していたヴェネツィアの本土領では、ヴェローナで1600年、パドヴァでは1603年になってゲットーが成立しているし、ユダヤ人を保護していたエステ家に代わって、1597年に教皇領に編入されたフェッラーラでゲットーが設置されたのは、1627年のことである。すなわち、教皇領を除く北中部イタリア諸都市においては、教皇庁によるユダヤ人政策の転換に追従する形で、16世紀後半から17世紀前半にかけてゲットーが創設されていくのである。

ゲットーでは壁と門によって外部の世界から隔てられ、ユダヤ人の自由な移動が制限されたとはいえ、ほとんどの都市ではゲットーは経済活動が盛んな中心部に立地し、それ以前の自生的なユダヤ人居住区と空間的な連続性を持つ場合も少なくなかった。その意味では、ゲットーはユダヤ人をキリスト教徒から隔離する物理的な装置であると同時に、都市内にユダヤ人共同体を存続させるための場としても機能したといえる。実際にゲットーの内部では、ユダヤ人の信仰の場であるシナゴグが建設され、伝統的な生活様式や慣習が維持されていた。また、次第にユダヤ人共同体の義務とされていく金融業やユダヤ人医師の活動も従来通り認められ、それらを介したキリスト教徒との日常的な関係も持続していた。ムッザレツリ氏も指摘しているように、ボローニャを含めた近世イタリアのゲットーは「隔離という問題ある形をとったとはいえ、（キリスト教徒とユ

ダヤ人の：引用者註）実りある関係を維持しようという意志の表れ」として意義づけることができるのである。

ゲットー創設に至るこうした過程は、ボローニャでもほぼ同様である。他都市より1世紀ほど遅れて14世紀半ばからボローニャに定着したユダヤ人は、前述のように「双塔」のある広場を核とする商業中心地域に集住し、公益質屋の設立後も金融業の継続が認められていた。しかし、教皇による直接支配下に組み込まれたボローニャでは、1555年の教皇勅書によって、いち早くユダヤ人の囲い込みが決定され、本文で詳細に復元されているように、「双塔」や商工会議所に近い中心部の一角がゲットーに指定されたのである。この地区では現在でも「ユダヤ人通り」や「ゲットー通り」あるいは「地獄通り」が走っており、かつてここにゲットーがあったことを雄弁に物語っている。すなわちボローニャのゲットーは、ヴェネツィアを除くイタリア諸都市のなかでも、ローマと並んでもっとも早期に成立した、典型的な事例の一つとして位置づけられるのである。

とはいえボローニャでは、ゲットーの閉鎖化の完了からわずか3年後の1569年に出された教皇勅書に基づいてゲットーが放棄され、ユダヤ人が追放された。その要因は、ボローニャが教皇庁による直接的な支配下にあったがゆえに、時の教皇によるユダヤ人政策の恣意的な変更や教皇特使による直接的な介入によって、ゲットーの創設やユダヤ人の追放が実行された点に求められるだろう。それに対して教皇領以外の都市では、教皇の政策転換にともなう反ユダヤ政策実行への圧力を受け、17世紀にかけてゲットーが設置されていくが、その背後には1569年勅書に規定されたユダヤ人の追放を回避し、都市内でのユダヤ人の経済活動を継続させるためにゲットーに隔離するという妥協的な意図が透けて見える。ゲットーの立地状況や自生的な居住区との関係性、ユダヤ人の経済活動の連続性やキリスト教徒と市民との関係の保持といった基本的な性格は他都市のゲットーと共有しながらも、そのゲットーが十分に機能しないまま短期間で放棄され、ユダヤ人の追放へと至った点に、教皇領以外の都市とも、あるいは近世を通じてゲットーが存続したローマとも異なる教皇領第二の都市ボローニャの特異性を指摘することができるのである。